

平成22年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成22年9月10日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年9月10日	9時30分	議長	酒井恵明	
	散会	平成22年9月10日	11時58分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	6番	品川義則	8番	林博文		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	小森純一		税務住民課長	重松俊彦	
	教 育 長	松隈亞旗人		健康福祉課長	眞島敏明	
	会 計 管 理 者	平野 勉		こども課長	内山敏行	
	総 務 課 長	小野龍雄		農林環境課長	吉浦茂樹	
	企画政策課長	岩坂唯宜		まちづくり推進課長	大久保敏幸	
	財 政 課 長	安永靖文		教育学習課長	毛利俊治	
	代表監査委員	瀨田 慧				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		町政報告
日程第 4	第47号議案	基山町税条例の一部改正について
日程第 5	第48号議案	基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第 6	第49号議案	平成22年度基山町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 7	第50号議案	平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	第51号議案	平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	第52号議案	平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第10	第53号議案	平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第 2 号）
日程第11	第54号議案	平成21年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	第55号議案	平成21年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	第56号議案	平成21年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	第57号議案	平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	第58号議案	平成21年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	報告第 5 号	平成21年度基山町財政健全化判断比率等の報告について
日程第17	報告第 6 号	教育委員会事務事業点検及び評価報告について

～午前9時30分 開会～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成22年第3回基山町議会定例会を開会いたします。

開会に先立ち、一言皆様方に御報告をいたしときます。

去る7月6日の臨時議会の中で、第45号議案に対する反対討論がございました。財産（建物）の取得についてという議案について片山議員より反対討論がございましたが、その中で固有名詞が出ておりましたので、削除すべきではないかという異議がありまして、協議した結果を皆さん方に報告したはずです。その折には、幸いにして本議会は録音等もしておりますので、録音また会議録を再度聞き、見ながら調整する、協議するというにいたしておりましたので、実は9月6日の日にその協議をいたしまして、発言者の片山議員より御理解いただき、固有名詞の9区というのは削除してよろしいという了解をいただきましたので、この臨時議会の会議録は削除したところで印刷所のほうに発注いたしておりますので、御報告を申し上げときます。

以上でございます。

何かありますか。重松議員。

2番（重松一徳君）

議事録とか、修正を私はなるべくすべきじゃないと思うんですね。私も、臨時議会の一連の会話についてはずっと聞いてたんですけども、9区という固有名詞を出しても別に何も問題なかったんですね。言われるように録音も議事録もとってあるから、それ確認されたと思うんですね。私も確認したんですけども、別に問題ないんですね。9区を批判したわけでもないし、そこをただ例にとられただけであって。だから、発言された本人が最終的に修正を認めるということだからされたと思うんですけども、本来私はなるべく修正はしないと。ここでやっぱり一問一答、お互いに責任持って答弁するんですから、それは町民の方が読まれてどのように判断するのかという中身と思うんですね。だから、なるべくなら修正はしない方向で今後の取り扱いについてはしていただきたいというふうな意見だけは述べておきます。

議長（酒井恵明君）

わかりました。協議する中でも、もちろん私も考えてますが、発言される方はそれまでにいろいろ研究し、資料等も収集しながら、発言することには責任を持って発言してありますので、極力、今重松議員から出たように私自身も考えてるし、実は協議の中でもそういうことも出たわけでございますが、最終的には御理解いただいて削除に応じていただいておりますので、今後はなるべく、皆さん方がせっかく発言なさったことについてはよほどのことがない限り、特に差別用語等がありましたら、それは即座に議長は訂正、文言を変更していただくように指摘します。そういうことで今後は運営していきたいと思っておりますので、よろしく

御協力くださいますようお願いいたします。

それでは、早速開会いたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（酒井恵明君）

日程第1．会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、品川義則議員と林博文議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

議長（酒井恵明君）

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程（案）どおり、本日より27日までの18日間と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

#### 日程第3 町政報告

議長（酒井恵明君）

日程第3．町政報告を議題とし、町政報告を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成22年第3回定例町議会をお願いをいたしましたところ、議員の皆さん方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が、基山町税条例の一部改正について、基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について、予算案件が、平成22年度基山町一般会計補正予算（第4号）、平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算（第1号）、平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）、それから平成21年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定、平成21年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、平成21年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定、平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、平成21年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定、報告2件をお願いをいたしております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、7月の梅雨前線豪雨による被害についてでございます。

7月10日から15日にかけて総雨量は役場の雨量計で374mmを計測し、14日に大きな被害を

もたらししました。現在までに把握いたしております被害状況は次のとおりでございます。

床下浸水2戸。農地災害、被害報告10件、被害額5,000千円。農地用施設災害、被害報告2件、被害額3,000千円。林道災害、寺谷線17カ所、一の坂河内線11カ所、岩坪線17カ所のり面崩壊がっております。公共土木被害については、被害箇所はありませんでした。林地崩壊1カ所、黒目牛でございます。消防団の出動人員、団長以下20名。

次に、選挙関係についてでございます。

7月11日に執行された第22回参議院議員総選挙の投票率につきましては、佐賀県選出議員選挙69.04%、比例代表選出議員選挙69.04%でした。

次に、消防関係でございます。

基山町消防団の夏季訓練を8月22日、基山町営球場で行いました。ことしは、各部対抗による消防操法大会を実施し、女性部についても軽可搬ポンプ操法を披露いたしました。この訓練により、各部のポンプ操法の技術向上を図りました。

次に、地籍調査事業についてでございます。

国土調査地籍測量業務委託につきましては、大字園部字金丸外2字を、平成22年7月16日から平成23年3月11日までの期間で大正測量設計株式会社佐賀支店が6,667千円で受託、履行をいたしております。

次に、商工関係についてでございます。

第23回きのくに祭りを7月24日に行いました。猛暑の中、予定どおり開催され、多くの人出でにぎわう中、無事に終了することができました。

次に、企業誘致関係でございます。

基山グリーンパーク、うち該当敷地面積6,081㎡への進出協定を6月30日に締結をいたしました。進出企業の概要は次のとおりでございます。

企業名、三紀運輸株式会社。本社、大阪府吹田市江坂町5丁目20番3号。代表者、代表取締役社長、杉野耕三。資本金、234,000千円。

次に、社会問題化している高齢者の所在確認問題についてでございます。

町内の平成22年9月1日現在の100歳以上の高齢者は7名で、全員女性です。その所在につきましては、施設や病院等に職員が直接出向き、面接を行い、本人の所在と状況把握の確認をいたしました。また、今年度100歳になられる6名の方についても、施設等の職員を通じて確認と把握をいたしております。現在は、95歳以上の高齢者についても所在確認と状況把握に努めております。

次に、環境美化活動についてでございます。

6月6日、町民の皆様の協力をいただき、県下一斉ふるさと美化活動が実施されました。各区で道路や公園等に散乱しているごみの清掃活動が行われ、当日収集されたごみの量は、可燃物ごみ6,740kg、缶類210kg、瓶類410kg、ペットボトル105kg、不燃物ごみ130kg、合計の7,595kgでございました。

次に、教育委員会関係についてでございます。

生徒の健全な心身の育成、体力向上に資することを目的とした中体連全国大会が8月下旬に中国地方で開催され、柔道男子、女子、陸上男子、女子が出場いたしました。柔道女子48kg級で5位に入賞するなど、選手たちは日ごろの練習の成果を発揮しました。

次に、家庭用浄化槽の設置補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用浄化槽の設置に補助金を交付しておりますが、6月21日から7月5日まで申請を受け付けましたところ、12件の申し込みがあり、補助枠内でしたので全部の補助を決定いたしました。決定基数の内訳は、5人槽3基、7人槽9基、合計12基でございます。なお、補助金に余裕枠がありますので、追加の受け付けをしておるところでございます。

次に、道路改良工事、下水道工事、美しい森づくり基盤整備事業、住宅関係の工事の進捗等につきましては、別紙に記載しておりますのでお目通しを願います。

次に、平成22年第1回定例会並びに第2回定例会の一般質問での検討事項について報告をいたします。

まず、子宮頸がんとHibワクチンの自治体助成につきましては、今、国の考えも示されようとしておりますので、実施内容については非常に迷っておるところでございます。

次に、基山町地域包括支援センターの改善につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合と協議、連携しながら改善指導を行っております。

次に、放課後児童クラブの主任指導員の待遇につきましては、基山町臨時職員賃金の専門職単価を適用し、改善を図ることとしました。また、利用負担金の徴収に関しましては、これまでどおりに各教室ごとに集金を行い、集金業務を主任が行うこととしました。ひまわり教室の定員につきましては、7月1日より110名を120名に拡大しております。

次に、町のホームページに社協コーナーを設けることにつきましては、現在町のホームページのリニューアル作業を行っており、社協と協議を行い、リンクさせていきたいと考えております。

次に、寄附の報告についてでございます。

基山町大字宮浦89番地6、古賀和浩様より6月14日に20千円、基山町大字園部1771番地、腹巻稔幸様より7月20日に10千円、基山町大字宮浦1825番地、大山ヤスネ様より8月9日に50千円、基山町大字宮浦967番地3、平川由香様より8月17日に30千円を、いずれも基山町育英資金貸付基金へ、また7月1日に基山町大字小倉1086番地8、平川暢彩様より町民会館へ茅原南龍先生の書の寄附がありましたので、受領いたしました。

以上をもちまして町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～16 第47号議案～第58号議案、報告第5号

議長（酒井恵明君）

日程第4．第47号議案より日程第15．第58号議案まで、及び日程第16．報告第5号を一括

議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、第47号議案 基山町税条例の一部改正についてより順次提案理由の説明をいたします。

第47号議案の提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が平成22年3月31日に公布され、平成22年10月1日から施行されることに伴い、今回、基山町税条例を改正する必要があるため提案いたすものでございます。

今回の主な改正点は、1、たばこ税の税率改正、2、個人住民税の扶養親族の見直し、3、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等に対する個人住民税の非課税措置の創設等の改正が行われたことに伴い、改正をお願いするものでございます。

詳細な内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

第48号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、放課後児童クラブにおいて身体虚弱というだけで利用の許可をしないのは不適切であるため、今回、基山町放課後児童クラブ条例第8条第3号を削除するものでございます。

第49号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算5,308,403千円に今回歳入歳出それぞれ191,117千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ5,499,520千円をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第50号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算1,587,930千円に今回歳入歳出それぞれ181,057千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ1,768,987千円をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第51号議案 平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算558千円に今回歳入歳出それぞれ48千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ606千円をお願いするものでございます。これにつきましては、精算による額の追加でございます。

第52号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算178,371千円に今回歳入歳出それぞれ2,986千円を減額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ175,385千円をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第53号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算701,352千円に今回歳入歳出それぞれ3,794千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ705,146千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第54号議案から第58号議案までにつきましては、平成21年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町老人保健特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計、基山町下水道特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。別冊に、平成21年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町老人保健特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計、基山町下水道特別会計に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げております。朗読いたしまして説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、一般会計でございます。

平成21年度基山町一般会計決算に係る主要な施策の成果についてでございます。

（決算の概要）

日本経済の直近の動向を見ると、景気は持ち直してきているが、高い失業率や下落傾向にある物価水準など依然として厳しい情勢にあります。先行きも、雇用環境の一層の悪化や円高、デフレによる景気抑制圧力の拡大、財政悪化に伴う長期金利の上昇などの懸念材料が存在し、予断を許しません。こうした中で、国民は日々の生活に不安を抱え、将来不安はますます増大しております。

平成21年度予算執行に当たっては、厳しい財政状況の中、行政改革大綱の推進を図るとともに事業の見直しを図り、必要性、優先性、費用対効果を十分に考慮し、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に努め、節度ある財政運営を基本に行いました。しかしながら、前年度に引き続き、自主財源の根幹となる町税収入が落ち込むなど、極めて厳しい財政状況となっています。その中で、本町財政の歳出に大きなウエートを占めていた基山小学校改築事業が完了をいたしました。

## 1 決算規模

平成21年度決算額は、歳入総額5,690,116千円、歳出総額5,558,315千円で、前年度決算額に比べて歳入は13.4%、歳出は15.0%の減となっています。これを、前年度決算の対前年度伸び率、歳入20.8%増、歳出23.7%増と比較すると、歳入で34.2ポイント、歳出で38.7ポイント、それぞれ減少をしております。これは、前年度に基山小学校改築工事、校舎、共同調理場、プール新築工事の竣工等によるものです。

## 2 決算収支の状況

形式収支、歳入歳出差し引き額は131,801千円の黒字で、そのうち翌年度に16,500千円を繰り越して、実質収支額は115,301千円となっています。また、実質収支額から前年度実質



収支額を差し引いた単年度収支額は111,678千円となっています。実質収支の状況並びに過去10年間の決算収支額の推移は表のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

### 3 歳入の状況

平成21年度一般会計歳入決算額は5,690,116千円で、前年度決算額に比べて884,046千円の減になっています。減収の主なものは、町債664,602千円減、繰越金118,264千円減、諸収入65,376千円減となっています。ほとんどが減になっている中、地方交付税が59,670千円増となっています。歳入の決算額、構成比及び伸び率は以下のとおりでございます。お目通しをお願いいたします。

#### (1) 町税

町税の決算額は2,397,472千円で、前年度に比べて22,155千円の減になっています。減収の主なものは町民税25,317千円減で、景気低迷による法人町民税が9.1%の減率になっています。また、個人町民税も9,680千円減になっています。固定資産税と軽自動車税は、わずかに増となっております。町税の歳入全体に占める割合は42.1%で、町税の各税目別の決算状況は次のとおりでございます。お目通しをお願いします。

##### 町民税

町民税のうち個人分の決算額は885,488千円で、前年度に比べて9,680千円の減で、対前年度比は1.1%の減となっております。個人の町民税の納税義務者の構成については、次のとおりでございます。お目通しを願います。

法人税の決算額は156,450千円で、前年度に比べて15,637千円の減で、対前年比は9.1%の減となっています。法人の町民税の業態別税額構成は次のとおりでございますので、お目通しを願います。

##### 固定資産税

決算額は1,218,693千円で、前年度に比べて6,530千円の増となっています。その主な理由は、償却資産の増に伴う課税標準額の増額によるもので、0.5%の増となっています。

##### 軽自動車税

決算額は32,352千円で、前年度に比べて1,161千円の増となっています。その主な理由は、登録台数の増によるものです。

##### 町たばこ税

決算額は103,453千円で、前年度に比べて4,226千円の減となっています。町たばこ税の決算状況は次のとおりでございます。ごらんいただきたいと思います。

##### 入湯税

決算額は1,036千円で、前年度に比べて303千円の減となっております。町内には2施設がありますが、入湯客が減少をしております。入湯税の決算状況は次のとおりでございます。お目通しを願います。

(2) 地方譲与税

決算額は70,197千円で、前年度に比べて4,558千円の減となっております。その内訳は次のとおりでございます。お目通しを願います。

(3) 利子割交付金

決算額は9,222千円で、前年度に比べて1,935千円の減となっております。

(4) 配当割交付金

決算額は2,356千円で、前年度に比べて176千円の減となっております。

(5) 株式等譲渡所得割交付金

決算額は1,010千円で、前年度に比べて800千円の減となっております。

(6) 地方消費税交付金

決算額は158,935千円で、前年度に比べて6,054千円の増となっております。

(7) 自動車取得税交付金

決算額は14,675千円で、前年度に比べて9,456千円の減となっております。

(8) 地方特例交付金

決算額は21,148千円で、前年度に比べて1,868千円の増となっております。地方特例交付金の内訳は次のとおりでございます。ごらんいただきたいと思います。

(9) 地方交付税

決算額は945,507千円で、前年度に比べて59,670千円の増となっております。地方交付税の内訳は次のとおりでございます。お目通しを願います。

(10) 交通安全対策特別交付金

決算額は3,499千円で、前年度に比べて90千円の増となっております。

(11) 分担金及び負担金

決算額は87,393千円で、前年度に比べて1,803千円の減となっております。その内訳は次のとおりでございます。

(12) 使用料及び手数料

決算額は95,724千円で、前年度に比べて23,926千円の減となっております。主な理由は、指定管理者制度導入による町民会館等使用料、体育施設使用料及びパーク・アンド・ライド事業に伴う土地利用料の減によるものでございます。その内訳は次のとおりで、お目通しを願います。

(13) 国庫支出金

決算額は734,760千円で、前年度に比べて53,852千円の減となっております。主な理由は、基山小学校改築工事による安全・安心な学校づくり交付金の減によるものでございます。国庫支出金の内訳は以下のとおりで、お目通しを願います。

(14) 県支出金

決算額は296,522千円で、前年度に比べて2,989千円の増となっております。主な理由は、

農林水産施設災害復旧費補助金、ふるさと雇用再生基金事業費補助金及び佐賀県緊急雇用創出基金事業費補助金の増や、魅力あるさが園芸農業確立対策事業補助金の減によるものでございます。県支出金の内訳は次のとおりです。お目通しを願います。

(15) 財産収入

決算額は4,908千円で、前年度に比べて2,292千円の減となっております。内訳はお目通しを願います。

(16) 寄附金

決算額は4,748千円で、今年度末までのふるさと応援寄附金の額は2,750千円となっております。

(17) 繰入金

決算額は169,217千円で、前年度に比べて13,280千円の増となっております。

(18) 繰越金

繰越金は前年度の剰余金であります。繰越金額は3,623千円、繰越明許費28,042千円となっております。

(19) 諸収入

決算額は152,758千円で、前年度に比べて65,376千円の減となっております。主な理由は、基山町第4区福岡導水対策協議会返還金の減によるものでございます。

(20) 町債

決算額は488,400千円で、前年度に比べて664,602千円の減となっております。主な理由は、基山小学校改築工事に伴う義務教育施設整備事業債の減によるものでございます。

#### 4 歳出の状況

平成21年度一般会計歳出決算額は5,558,315千円で、前年度に比べて984,182千円の減となっております。

(1) 目的別歳出の状況

主な増減で、増加したものは総務費305,448千円増、民生費93,115千円増、土木費71,823千円増で、減少したものは教育費1,477,677千円減、農林水産業費51,873千円減、衛生費9,845千円減となっております。総務費増の主な要因は、定額給付金給付事業の前年度からの繰り越しによるものです。教育費減の要因は、基山小学校改築工事のうち、前年度に校舎、共同調理場、プール新築工事が竣工したことによるものです。

目的別歳出の構成比は、民生費24.8%、総務費21.0%、公債費14.5%、教育費13.0%、衛生費10.7%と続き、これらを合わせると全体の84.0%、前年度は87.6%、を占めています。目的別歳出の決算額、構成比及び伸び率は以下のとおりです。お目通しをお願いいたします。

平成21年度決算額を平成22年3月31日現在の人口1万7,923人で除すれば、町民1人当たりの歳入額は約317千円、歳出額は約310千円となります。また、使用目的別に分類しますと次のとおりです。お目通しを願います。

## (2) 性質別歳出の状況

主な増減で、増加したものは繰出金209,276千円増、物件費123,037千円増、補助費等119,490千円増で、減少したものは投資的経費1,393,586千円減、積立金32,380千円減、人件費29,618千円減となっています。性質別歳出の決算額、構成比及び伸び率は以下のとおりでございますので、お目通しを願います。

次に、主要な施策の執行状況、事業説明でございますけども、1、総務費。町制施行70周年記念式典、協働のまちづくり推進、公共交通政策、地上デジタル放送受信対策、コミュニティー助成事業、経済危機対策、交通安全対策、防災、選挙、地籍調査等でございます。内容につきましては書いておるところでございますので、お目通しを願います。

2の民生費。社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉、介護保険事業、後期高齢者医療、児童福祉、保育所、ひとり親福祉、児童福祉施設について等の事業を行っております。

3、衛生費。乳幼児、保健増進、保健センター床改修工事、救急医療、新型インフルエンザ対策、環境衛生、塵芥処理、し尿処理、上水道施設等の事業でございます。内容についてはお目通しを願います。

4、農林水産業費。農業委員会、農業振興等の事業でございます。

5、商工費。商工振興について、あるいは観光ということで事業を行っております。

6の土木費。道路維持補修、道路新設改良、公園事業、町営住宅管理等の事業を行っております。

7の消防費。これは消防についてということでございます。内容はお目通しを願います。

8、教育費。教育総務、小学校費、中学校費、社会教育、文化財保護、歴史民俗資料図書館、町民会館、保健体育、学校給食、私立幼稚園就園奨励等、関係の事業でございます。

9の災害復旧費。これは災害復旧ということで、7月の豪雨により発生した復旧を行ったということでございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

平成21年度基山町国民健康保険特別会計決算に係る主要な施策の成果について、その概要を報告いたします。

医療制度改革により、平成20年4月から75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行しました。これまで医療費分から老人保健拠出金を出していたのかえて、後期高齢者支援金分として区別することで後期高齢者の医療についての国保負担分が明確になり、これに伴い、国民健康保険税を改定いたしました。一方、退職者医療制度の廃止によって、65歳以上の退職被保険者等は前期高齢者として一般被保険者になりました。ただし、経過措置として、65歳未満の退職被保険者制度の対象者は平成26年度までは新規に適用されます。また、平成20年度より、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するための特定健診及び特定保健指導の実施が保険者に義務づけられました。

保険給付費については、インフルエンザの流行もあり、本年度は前年度に比べ80,002千円、7.4%の増となりました。全体では、国庫支出金や共同事業交付金の増によって、実質単年度収支は60,992千円の黒字になっております。

(1)被保険者数(年度平均)の状況は次のとおりです。お目通しを願います。

(2)財政の状況も次のとおりでございます。お目通しを願います。

平成21年度は、実質単年度収支が60,992千円の黒字決算となっております。なお、歳入歳出の主な内訳は次のとおりでございます。お目通しを願います。

(3)保険給付費の状況も次のとおりでございます。お目通しを願います。

それから、1人当たりの医療の費用額は、これは被保険者数は年度平均でございますけれども、次のとおりでございます。

(4)国民健康保険税の状況は次のとおりでございます。ごらんいただきたいと思っております。

国民健康保険税現年課税分の1世帯当たり、1人当たりの調定額も表のとおりでございます。お目通しを願います。

全国的に国保税の収納低下が問題になっている中、現年度の徴収率は前年を下回りました。短期証の発行に伴う納税相談を行うなどして努力してきましたが、これまで以上に滞納者との接触の機会をふやしていきたいと思っております。国保税は、健全な事業運営を行う上で大事な収入減の一つとして大変重要ですので、収納率の向上に今後とも努めてまいります。

#### (5) 保健事業の取り組み

平成20年度から特定健康診査、特定保健指導が保険者に義務づけられ、平成21年度も40歳から74歳の被保険者を対象に実施いたしました。個別健診がやや上昇したものの、受診率は36.7%となりました。平成24年度の受診率65%の目標値達成に向け、今後とも受診率向上を図ってまいります。特定健康診査並びに特定保健指導の概要は次のとおりでございます。お目通しを願います。

議長(酒井恵明君)

町長、ここでちょっと休憩します。

町長の説明途中でございますが、ここで10時40分まで休憩いたします。

～午前10時25分 休憩～

～午前10時40分 再開～

議長(酒井恵明君)

休憩中の会議を再開いたします。町長。

町長(小森純一君)(登壇)

それでは、続けさせていただきます。

老人保健特別会計からでございます。

平成21年度基山町老人保健特別会計決算に係る主要な施策の成果について、その概要を報告いたします。

高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月から施行されたことに伴い、老人保健制度は平成20年3月分までの診療が対象になっています。平成21年度は、平成20年3月までの診療分と過誤調整等の支出を行いました。このため、平成21年度の歳入歳出は前年度に比べ大幅な減になっています。歳入歳出の内容は次のとおりでございますので、お目通しを願います。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計決算に係る主要な施策の成果について、その概要を報告いたします。

後期高齢者医療制度は、老人保健制度にかわって創設された新しい医療制度で、平成20年4月から75歳以上と65歳以上で一定の障害がある方を対象として、県単位ですべての市町が加入する広域連合が主体となって運営し、広域連合では被保険者の認定や保険料額の決定、医療給付などの制度の運営を行い、町は申請や相談などの窓口業務、保険料の徴収などを行います。

広域連合の医療費の財源構成は、療養給付費の1割を保険料、4割を現役世代からの後期高齢者支援金、残りの5割を公費で賄うことになっております。歳入の主なものは保険料と一般会計からの繰入金で、繰入金の内訳は、保険料軽減補てん分の保険基盤安定負担金、広域連合の事務費分などとなっています。歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金で、その内訳は、保険料や保険基盤安定負担金の保険料等納付金と広域連合の事務費納付金が主なものです。

被保険者数は、65歳以上74歳未満が48名、75歳以上が1,805名の合計1,853名です。また、平成21年度分の保険料収納率は、調定額128,880,500円、収納額128,068,700円、還付未済額51,100円、99.33%になっています。

歳入歳出の内訳は次のとおりでございます。お目通しを願います。

次に、下水道特別会計。

平成21年度基山町下水道特別会計の決算に係る主要な施策について、その概要を報告いたします。

毎日の暮らしから出る汚水を集め、処理し、きれいにして流す下水道は、快適な生活に欠かせない公共施設です。さらに、水辺の環境を良好な状態に保つためにも、下水道は重要な役割を果たしています。

本町公共下水道では、平成13年に供用開始し、計画的に整備を進めていますが、平成21年度末までの整備状況は、事業認可区域255.8haに対し下水道整備済み区域は231.3haで、認可

区域内の90.4%の整備率となります。全体計画の554haに対しては41.7%の整備率となっています。平成21年3月末に本桜污水处理施設の移管を受けて、本桜地区の污水处理をすることになりました。

行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は、公共下水道が58.4%、污水处理施設7.9%、合計では66.3%となっています。整備済み区域のうち下水道に接続された水洗化率は、公共下水道が87.4%、污水处理施設が100%、合計で88.9%となっています。

平成21年度決算額は、歳入総額768,401千円、歳出総額746,862千円で、実質収支額は21,539千円となっています。また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は10,886千円となっています。

#### 1 歳入の状況

歳入決算額を前年度と比較すると、82,063千円の増となっています。主な原因は、国庫補助金、繰入金そして町債の増によるものです。

##### 分担金及び負担金

決算額は17,135千円で、前年度に比べて80,452千円の減となっています。主な要因は、賦課対象面積の減少によるものです。公共下水道受益者負担金の調定、収納状況は次のとおりでございます。お目通しを願いたいと思います。

##### 使用料及び手数料

公共下水道使用料現年度分は、調定件数17,886件、調定額125,476千円、収納率99.84%となっています。また、污水处理施設使用料現年度分は、調定件数2,827件、調定額15,410千円、収納率99.55%となっております。公共下水道使用料と污水处理施設使用料の収納状況は次のとおりです。お目通しを願います。

##### 国庫支出金

公共下水道事業国庫補助金は235,000千円で、前年度に比べて50,000千円の増となっています。

##### 繰入金

決算額は133,747千円で、前年度に比べて46,252千円の増となっています。繰入金の内訳は、基金繰入金43,022千円、一般会計繰入金90,725千円で、それぞれ前年度に比べて503千円、45,749千円の増となっております。

##### 諸収入

決算額は4,176千円で、その内訳は、預金利子29千円、確定申告による消費税の還付金4,147千円となっています。

##### 町債

決算額は226,600千円で、前年度に比べて57,400千円の増となっております。

#### 2 歳出の状況

歳出決算額を前年度と比較すると、71,178千円の増となっています。主な要因は、工事請

負費の増によるものです。

#### 総務費

公共下水道使用料の過年度還付金を支出しました。

#### 公共下水道事業について

污水幹線築造工事外18件の公共下水道工事を施工しました。工事は、南高島団地地区13haを施工しました。前年度に工事が完了した第5区の南地区と高下地区の27haを4月1日より供用開始しました。けやき台ときやまニュータウンの処理場を維持管理し、污水を処理しました。また、一部を宝満川流域下水道処理場に送り、処理をしました。

污水処理施設事業についてでございます。

きやま台と本桜の污水処理施設を維持管理し、公共下水道事業認可区域外の污水を処理しました。また、下水道基金に43千円積み立てました。

#### 公債費

決算額は75,180千円で、前年度に比べて16,414千円の増となっております。

以上が決算関係でございます。

次に、報告第5号……

議長（酒井恵明君）

町長、ちょっとお待ちください。

よろしゅうございます。報告第5号までですね。

町長（小森純一君）続

はい。

報告第5号 平成21年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査を8月21日、基山町監査委員に審査を依頼し、8月27日に平成21年度財政健全化審査意見書の提出をしていただいております。別紙、健全化判断比率、資金不足比率報告書を配付いたしております。

内容につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、健全化判断比率の公表等についてでございます。地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、以下健全化判断比率と申します、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に付し、その意見書を付して当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないとなっておりますので、報告いたします。

基山町実質赤字比率、赤字なし。連結実質赤字比率、赤字なし。実質公債費比率14.4%、将来負担比率104.9%でございます。

また、法律第22条第1項、資金不足比率の公表等についてでございます。公営企業を営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やか



に、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に付し、その意見をつけて当該資金不足比率を議会に報告し、当該資金不足比率を公表しなければならないとなっております。

基山町は資金不足額はございません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

これより担当課長の補足説明を求めます。

まず、第47号議案に対する補足説明を求めます。税務住民課長。

税務住民課長（重松俊彦君）

おはようございます。

それでは、第47号議案 基山町税条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

改正に当たりましては、準則に基づきましてお願いをいたしてるところでございます。

平成22年度の地方税法の一部改正がなされた中で、今回の条例改正については、第2回臨時議会で専決処分の承認をいただいた以外の方で、平成22年10月1日施行分及び平成23年1月1日施行、一部平成25年1月1日施行分もありますが、基山町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正事項の主なものにつきましては、先ほど町長が申しましたように、たばこ税の税率の改正であります。2番目に、個人住民税の扶養控除の見直し、3番目に非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等に対する個人住民税の非課税措置の創設関係であります。

それでは、内容につきまして概要を説明させていただきます。

議案資料の条例新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

議長（酒井恵明君）

資料のページ数をちょっと言うてください。

税務住民課長（重松俊彦君）続

はい。それでは、議案の資料の1ページをお願いいたします。まず最初に、1ページ、よろしいですか、上段の、納期限後に納付し、または納入する税金または延滞金、第19条の関係でございます。これにつきましては、地方税法の改正に伴う修正申告と納期に関する項の番号の整理でございます。

続きまして、2ページ上段の均等割の税率、第31条の3の関係です。これについても、地方税法の改正に伴う法人税均等割の税率の基準日に関する項の番号整理でありまして、条文の追加及び変更と内容等に対応し、整備するものです。

続きまして、同じ2ページの中ほどから3、4ページの上段にかけてでございます。第36条の3の2と3の関係ですが、個人の町民税に係る給与所得者と公的年金等受給者の扶養

親族申告書のところですが、この追加であります。御承知のとおり、子ども手当の支給開始によりまして、今回の改正ではゼロ歳から15歳までの子供の扶養控除が廃止されております。さらに、高校無償化の対象として16歳以上19歳未満の方への特定扶養控除の上乗せ分、120千円ですが、それを廃止し、一般の扶養控除対象者として1人につき330千円が控除されるものです。また、19歳以上23歳未満の方は今までどおり特定扶養控除者として取り扱う内容となっておりますが、それに伴いまして、扶養情報の把握として、国税当局の協力を得まして扶養親族の現行の情報収集の仕組みを維持しながら、申告制度の根拠を今回の条例に規定するものであります。

続きまして、4ページ中ほどの法人の町民税の申告納付及び6ページ中ほどの法人の町民税に係る不足税額の納付の手続関係でございます。まず、第48条と第50条関係ですが、これにつきましても地方税法の改正に伴う番号及び文言の整理でございます。

続きまして、7ページ下段のほうですが、固定資産税の納税義務者等のところでございます。第54条の7の関係でございますが、これにつきましても地方税法施行規則の改正に伴う文言の整理でありまして、家屋の附帯設備に関する事項であります。

続きまして、10ページをお願いします。10ページ中ほどでございますが、たばこ税の税率の改正でございます。10ページ中ほどの第95条、それから12ページの中段で附則第16条の2のところの関係でございますが、ことし、平成22年10月1日をもちまして町のたばこ税率が1,000本当たり3,298円から4,618円へ、1箱当たり直しますと65円から1箱92円ぐらいになります。それから、同じく旧三級品とされた紙たばこについては1,000本当たり1,564円から2,190円に値上げされます。また、申告による手持ち品課税もあわせて行われれますが、値上げの増収よりも、大幅値上げと健康意識の高揚に伴うたばこ離れによる今後の減収も予想されるところであります。

最後になります。12ページ下段のところですが、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例というところがございます。附則第19条の3の関係です。上場株式等の譲渡所得につきましては、10%の軽減税率、住民税は3%ですが、適用されてきましたが、平成24年には廃止されまして、20%、住民税5%の本則税率となる予定であります。それに合わせまして、一定の非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等について非課税措置が導入されるものであります。内容は、毎年、新規投資額1,000千円を上限といたしまして、平成24年から26年までの3年間、最大3,000千円までの額を投資した上場株式等を最長10年以内に売却した譲渡益に対する非課税措置の創設であります。

以上が主立った内容であります。施行日については、たばこ税の税率改正が平成22年10月1日からであります。先ほど最後に申しました非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置、附則第19条の3の関係ですが、これにつきましては平成25年1月1日からであります。それ以外につきましては、すべて平成23年1月1日からの施行になっております。

その他文言等の変更については、地方税法の改正に伴う条文の追加と内容等に対応し、整理するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上で補足説明終わります。

議長（酒井恵明君）

次に、第49号議案に対する補足説明を求めます。財政課長。

財政課長（安永靖文君）

それでは、第49号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の13ページをお願い申し上げます。よろしいでしょうか。地方債補正でございます。今回、更正振りかえ分としてあります臨時財政対策債の額が確定をいたしております。343,803千円から461,465千円に増額になっております。額としては117,662千円の増となっておりますので、今回変更をお願いをいたしてるところでございます。

あと、補正予算等につきましては事項別明細書により概要を説明をさせていただきたいと思っております。

事項別明細書の3ページをお願い申し上げます。まず、歳入でございます。1款・町税、1項の町民税、1目の個人でございます。所得割額を今回47,316千円更正をお願いいたしております。これにつきましては、主なものにつきましては調定見込み額の減ということで、今回更正をお願いをいたしてるところでございます。

続きまして4ページをお願い申し上げます。固定資産税でございます。固定資産税につきましては、全般的税につきましては97%から98%へ徴収率は引き上げさせていただいております。その関係上、固定資産税につきましては14,631千円の追加をお願いを申し上げます。

続きまして6ページをお願い申し上げます。2款・地方譲与税、地方道路譲与税でございます。本来ですと、地方道路譲与税につきましては、昨年4月に道路特定財源制度の廃止により現在はございませんけれども、21年度3月までの精算金として今回交付されております。一応、1千円ということもございますけれども、内容、金額につきましては23円でございます。

続きまして7ページをお願い申し上げます。8款・地方特例交付金でございます。これにつきましては、額の確定により今回16,062千円の追加をお願い申し上げます。

続きまして8ページでございます。9款・地方交付税でございます。地方交付税の額が確定をいたしましたので、今回264,523千円の追加をお願いいたしております。地方交付税総額といたしましては965,394千円でございます。

続きまして10ページをお願い申し上げます。13款・国庫支出金でございます。2節の社会福祉費負担金でございますけれども、障害者自立支援給付費負担金過年度分として新しく136千円をお願いいたしております。これにつきましては、重度心身医療費の助成分の過年

度分の不足分を今回いただいたということでございます。

続きまして13ページをお願いいたします。県支出金、県補助金でございます。3目・衛生費県補助金でございますが、3R推進全国大会地域プレイベント開催事業助成金ということで新しく150千円をお願い申し上げております。これにつきましては、3Rは要するにリコース、リデュース、リサイクル、に関する講演会を行うということで県のほうから助成金をいただくということでございます。

それから、8目・災害復旧費県補助金でございます。林道施設現年発生災害復旧費補助金といたしまして4,947千円をお願いいたしております。これにつきましては、箇所につきましては岩坪線の2カ所分が補助対象になるということで、その2カ所分でございます。

14ページをお願いいたします。県委託金でございます。4節・統計調査費委託金でございます。統計調査員確保対策事業委託金といたしまして14千円新しくお願いをいたしております。これにつきましては、現在さまざまな統計調査が行われておりますけども、なかなか統計調査員の方の確保が難しいということもございまして、今後登録制でやっていきたいと、県まとめです。登録制でやっていきたいということで、その事業に対する事務費に充てるものでございます。

15ページをお願いいたします。寄附金でございます。育英資金寄附金、今回109千円をお願いいたしております。件数といたしましては4件分でございます。

16ページをお願いします。17款・繰入金でございます。まず、2目の財政調整基金繰入金を今回85,000千円更正をお願いをいたしております。

3目が公共施設整備基金繰入金でございます。210,000千円の更正をお願いをいたしております。この結果、公共施設整備基金につきましては、9月現在の残高につきまして1,110,604千円ということになっております。

続きまして17ページでございます。特別会計の繰入金でございます。これにつきましては、特別会計の事務費等の決算額の確定により剰余金の返還によるものでございます。

18ページをお願いいたします。18款・繰越金でございます。今回、100,300千円をお願い申し上げます。21年度の決算額、収入済額並びに支出済額から引きますと131,800千円になりますけれども、そのうち一般財源が16,500千円ございますので、繰越総額は115,300千円ということでございます。

続きまして20ページをお願いいたします。19款・諸収入でございます。雑入でございますが、下から2番目でございます。郡教育委員会連絡協議会解散に伴う精算金ということで42千円をお願いをいたしております。郡の協議会が22年6月をもって解散をされましたので、その精算金として今回お願いをいたしております。それから、すぐ下のエコカー購入費補助金でございます。200千円をお願いいたしております。これにつきましては、昨年、地域活性化・経済危機対策事業費補助金といたしましてトヨタプリウスを2台買わせていただいております。その分、1台100千円で2台分でございます。

21ページをお願いいたします。町債でございます。これにつきましては、議案のほうで説明させていただきましたように、今回、額の確定に伴いまして117,662千円の追加をお願いをいたしております。

歳入につきましては以上でございます。

22ページ、歳出でございます。まず、2款の総務費、1目の一般管理費でございます。4節・共済費でございますが、社会保険料266千円をお願いいたしております。これにつきましては、病休等に伴いまして今後臨時職員を雇用する見込み3名分の社会保険料でございます。

5目・財産管理費でございます。11節・需用費、光熱水費でございますけれども、これにつきましては7月6日の臨時議会で御議決いただきまして、その後8月2日に引き渡しを受けております。内容といたしましては、7月30日に全額支払いをいたしております。管財人の都合によりまして8月2日にかぎ等の引き渡しを受けております。その関係上、現在電気、水道は一切来ておりませんので、その分の電気料、水道料等を光熱水費としてお願いをいたしております。それから、修繕料でございますけれども、この分につきましても、その建物の屋根から雨漏りが非常にひどい状況でございますので、このまましときますと鉄骨づくりで腐食等も十分に考えられるということでございますので、とりあえず屋根の雨漏り補修をお願いしたいというふうに考えております。その関係上、雨漏り防止のため2,520千円をお願いをいたしております。そのほか庁舎関連の修理でございますけれども、総務課の後ろに中央制御盤等がございます。集中して管理をいたしておりますので、その制御盤等がもう経年、10年超えておりますのでどうしても支障を来しておるということで、その分の取りかえをお願いを申し上げたいというふうに考えております。それから、エレベーターの油圧ポンプを交換する必要があるということでございますので、その分、当庁舎等のもろもろの修理等で2,643千円等をお願いをいたしております。

それから、13節・委託料でございます。この件につきましても文教通りの建物の分をお願いをいたしております。電気保安業務委託料、それから警備委託料、それから自動ドアの保守点検委託料等を新しく追加をお願いをいたしてるところでございます。

23ページをお願いいたします。企画費、13節・委託料でございます。循環バス運行業務委託料、今回3,589千円の更正をお願いをいたしております。これにつきましては、入札減によるものでございます。それから、19節・負担金補助及び交付金でございます。新幹線さが未来づくり協議会負担金として20千円をお願いをいたしております。これにつきましては、御存じのとおり、3月12日開業予定の新幹線に向けて県下全市町で結成された協議会の負担金でございます。

8目・財政調整基金費でございます。今回1億円を積み立てさせていただきたいということで追加をお願いをいたしております。9月末現在高といたしましては362,724千円の見込みでございます。

それから、14目・防災諸費でございます。工事請負費、防災行政無線移設工事として新しく1,113千円をお願いいたしておりますが、これにつきましては、今回4部の消防格納庫が移転をするということでございますので、それに伴いまして行政無線の移設をあわせて行うものでございます。

26ページをお願いいたします。5項の統計調査費でございます。14節・使用料及び賃借料の著作権使用料でございますけれども、これにつきましては、本年行われます国勢調査に使用するものでございますが、ゼンリンの地図を調査員さんに配付をするということで、著作権使用料が発生するということで今回16千円をお願いをいたしております。

27ページをお願いいたします。民生費、2目の老人福祉費でございます。老人ホーム入所措置費として今回359千円をお願いいたしております。これにつきましては、人員1名増によります追加をお願いをいたしております。

32ページをお願いいたします。6款・農林水産業費でございます。2目・林業振興費、17節・公有財産購入費でございます。今回、用地購入費といたしまして293千円をお願いいたしております。内訳といたしましては、災害等によりまして九千部林道の259㎡並びに美しい森整備事業等によります寺谷線220㎡でございます。

34ページをお願いいたします。土木費の1目・道路維持費でございます。15節・工事請負費でございますが、町道維持補修工事が3,551千円、それから町道補修工事が16,003千円でございます。それから、19節の負担金補助及び交付金でございます。法定外公共物機能管理事業補助金226千円でございますが、これにつきましては里道、水路等の雨による被害を復旧される方への補助でございます。補助率は3割でございます。

2目・道路新設改良費でございます。22節・補償補填及び賠償金でございますが、道路改良工事に伴う物件等移転補償費として2,100千円をお願いをいたしております。これにつきましては、高島団地の側溝整備改良事業に伴いますガス管の移転補償費でございます。

35ページをお願いいたします。都市計画費でございます。1目・都市計画総務費でございますが、修繕料といたしまして3,537千円をお願いいたしております。これにつきましては、グリーンパーク内でございますけれども、今回三紀運輸に売買いたしました土取り場の跡の上のほうは雨により崩壊をしかかっております。その分の補修をお願いしたいということで3,537千円をお願いをいたしております。

37ページをお願いいたします。住宅費でございます。15節・工事請負費でございます。今回5,051千円をお願いいたしておりますが、これにつきましては園部団地並びに神の浦団地の貯水槽、水路等の解体でございます。ちなみに、園部団地2カ所、それから神の浦7カ所分でございます。

38ページをお願いいたします。消防費でございますが、2目・非常備消防費の19節・負担金補助及び交付金でございます。消防施設整備補助金といたしまして2,609千円を新しくお願いいたしております。これにつきましては、4部の格納庫並びにホースかけの施設の建設

分でございます。

42ページをお願いいたします。教育費でございます。1目・社会教育総務費、12節・役務費でございます。傷害保険料28千円をお願いいたしております。これにつきましては、こども課で行っております子どもの居場所づくり教室の参加者に対する傷害保険料でございます。1日50名程度を見込んでおりますので、2,500円の11回分ということでお願いをいたしております。

続きまして44ページをお願いいたします。災害復旧費でございます。2目・林業施設現年発生災害復旧費、15節・工事請負費でございます。18,798千円をお願いをいたしております。これにつきましては、町政報告の中でもございましたように、寺谷線17カ所、一の坂線11カ所、岩坪線17カ所分の災害復旧事業分でございます。

45ページをお願いいたします。同じく災害復旧費の1目・公共土木施設現年発生災害復旧費でございます。これにつきましては、町道等の小規模な災害等に充てるための今回修繕料といたしまして1,200千円をお願いをいたしております。

それから、47ページをお願いいたします。諸支出金、諸費でございます。国県支出金返納金でございますけれども、21年度の各種事業の確定によりまして返納金が発生いたしております。全部で7事業でございます、その合計が9,632千円の返還金をお願いをいたしてるところでございます。

48ページをお願いいたします。予備費でございます。今回、5,572千円の追加をお願いいたしまして財源調整を図らせていただきました。

以上で一般会計補正予算の概要説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

次に、第50号議案に対する補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

それでは、第50号議案の平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をいたします。

主な点について御説明をいたします。

国民健康保険特別会計の事項別明細書の3ページをお願いします。歳入でございます。よろしいでしょうか。まず、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税については、1節から6節までは、課税する所得が確定しまして、課税する額が見込みよりも少なかったために59,239千円の更正をお願いをいたしております。原因といたしましては、今の社会情勢、経済情勢のもと、昨年の収入状況がかなり悪くなっているということでございますので、その影響が主な要因でございます。

次に、3ページから4ページをお願いいたします。1款1項2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても1款1項1目と同様で、1節から6節までは、課税する所得が確定

しましたので、その分の7,566千円の更正をお願いいたしております。

次に、5ページをお願いいたします。3款1項1目の療養給付費等負担金の1節の現年度分でございます。療養給付費負担金につきましては、歳出のほうの療養給付費の増をお願いしておりますが、それに応じて国庫負担金が増となりますので、37,169千円の追加をお願いしております。それと、介護納付金負担金分につきましては、歳出のほうの介護納付金が平成22年度分の額が概算で確定をしておりますので、83千円の更正をお願いをいたしております。次に、後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者支援金が平成22年度分の額が概算で確定をしておりますので、1,587千円の更正をお願いをいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。3款2項1目の財政調整交付金でございます。1節の普通調整交付金につきましては、歳出のほうの療養給付費の増に伴いまして、その分9,397千円の追加をお願いをいたしております。

次に、3款2項5目の出産育児一時金補助金でございます。これにつきましては、平成22年6月28日に1人当たり20千円の補助が決定をなされましたので、11人分の220千円ということで追加をさせていただいております。

次に、7ページをお願いいたします。4款1項1目の療養給付費等交付金でございます。1節の現年度分の退職被保険者等療養給付費等交付金につきましては、平成22年度分の額が概算で確定をしておりますので、14,970千円の追加をお願いをいたしております。次の2節の過年度分でございます。これにつきましては、過年度精算で確定をいたしましたので14,927千円の追加をお願いをいたしております。

次に、9ページをお願いいたします。6款2項1目の財政調整交付金でございます。1節の一種交付金につきましては、療養給付費の増に伴いまして、その分7,308千円の追加をお願いをいたしております。

次に、11ページをお願いいたします。9款1項1目の一般会計繰入金でございます。1節の一般会計繰入金の、まず財政安定化支援事業につきましては、平成22年度の地方交付税が確定をいたしましたので1,559千円の追加をお願いをしております。それから、次の事務費等でございます。これは、主に人件費等、連合会の負担金、あと国保の運営協議会費で17,846千円の追加をお願いをしております。

次に、12ページをお願いいたします。10款1項2目のその他繰越金でございます。1節のその他繰越金につきましては、平成21年度分が確定をいたしましたので、144,901千円の追加をお願いをいたしております。これの内訳といたしましては、平成20年度からの繰越金が99,147千円、それと財政調整基金積み立てが15,236千円で、差し引き単年度収支は黒字の60,992千円ということでございます。

続きまして歳出でございます。主な点について御説明をいたします。

15ページをお願いいたします。1款1項3目13節の委託料でございます。これにつきましては、レセプト点検業務委託料が確定をいたしましたので、461千円の更正をお願いしてい



ます。

次に、16ページをお願いいたします。2款1項1目の一般被保険者療養給付費でございます。19節の一般被保険者療養給付費負担金につきましては、平成22年5月から7月分の療養給付費の実績をもとにこれからの療養給付費を計算をしております。それで、82,463千円の追加をお願いをいたしております。

次に、2款1項2目の退職被保険者等療養給付費でございます。19節の退職被保険者等療養給付費負担金につきましても1目同様、平成22年5月から7月分の療養給付費の実績をもとにこれからの療養給付費を計算いたしまして、10,757千円の追加をお願いをいたしております。

次に、17ページをお願いいたします。2款2項1目の一般被保険者高額療養費でございます。19節の一般被保険者高額療養費補助金につきましては、平成22年4月から7月分の高額療養費の実績をもとにこれからの療養費を計算いたしまして、27,681千円の追加をお願いをいたしております。

次に、2款2項2目の退職被保険者等高額療養費でございます。19節の退職被保険者等高額療養費補助金につきましても、1目同様、平成22年4月から7月分の高額療養費の実績をもとにしましてこれからの療養費を計算をしまして、5,201千円の追加をお願いをいたしております。

次に、22ページをお願いいたします。8款2項1目の保健衛生普及費でございます。14節の健康管理システム借上料に333千円の追加をお願いをしています。これにつきましては、平成23年1月までで現在の5年間のリースが契約が終わりますので、残りの2月、3月分の2カ月分をお願いをいたしております。

次に、2目の疾病予防費でございます。13節の委託料につきましては、健康診断委託料に685千円の追加をお願いをいたしております。内訳は、各ドックの追加分でございます。

次に、23ページをお願いいたします。9款1項1目の財政調整基金費でございます。25節の財政調整基金積立金に27,000千円の追加をお願いをしています。

それから次に、24ページをお願いいたします。11款1項1目の保険税還付金でございます。23節の償還金利子及び割引料の過年度保険税還付金に500千円の追加をお願いをいたしております。

次に、2目の償還金でございます。23節の償還金利子及び割引料の償還金利子及び割引料に25,853千円の追加をお願いをいたしております。内容につきましては、平成21年度の療養給付費負担金の精算が確定をいたしましたので、その分の返納金でございます。

補足説明は以上でございます。御審議いただきますようよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

次に、第52号議案に対する補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）

それでは、第52号議案の平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明をいたします。

主な点だけ御説明をいたします。

後期高齢者医療特別会計の事項別明細書の3ページをお願いいたします。歳入のほうでございます。よろしいでしょうか。まず、1款1項1目の特別徴収保険料でございます。1節の現年度分につきましては、当初、前年並みで予算計上をいたしておりましたが、22年度分の賦課が確定をいたしましたので、5,995千円の更正をお願いをいたしております。

次に、2目の普通徴収保険料でございます。1節の現年度分につきましては、1目と同様で22年度分の賦課が確定をいたしましたので、2,431千円の追加をお願いをしています。2節の過年度分につきましても、1節と同様で22年度分の賦課が確定をいたしましたので、372千円の追加をお願いをしております。

次に、5ページをお願いいたします。5款1項1目の繰越金でございます。1節の繰越金につきましては、過年度分の精算が確定をいたしましたので、149千円の追加をお願いをいたしております。

次に、7ページをお願いいたします。6款3項1目の町預金利子でございます。1節の預金利子につきましては、前年並みの見込みで7千円の追加をお願いをしております。

続きまして歳出でございます。主な点だけ御説明をいたします。

8ページをお願いいたします。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。19節の負担金補助及び交付金の保険料等納付金につきましては、当初、前年並みで予算計上しておりましたが、22年度分の賦課が確定をしました関係で3,158千円の更正をお願いをしております。

補足説明は以上でございます。御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（酒井恵明君）

次に、第53号議案に対する補足説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

それでは、第53号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

議案の23ページをお願いいたします。今回の補正額につきましては、歳入歳出それぞれ3,794千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ705,146千円とするものでございます。

次に、補正内容につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書をお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず、歳入でございます。3ページをお願いいたします。6款1項1目、公共下水道基金繰入金の更正は、基金から繰り入れる人件費相当分の更正によるものでございます。

同じく2目・汚水処理施設基金繰入金の更正は、繰入金があったための更正でございます。

4ページをお願いします。6款2項1目・公共下水道一般会計繰入金の更正は、公共下水道事業分の歳入歳出の差し引きにより更正するものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。7款1項1目・繰越金の追加は、決算による追加でございます。

次に、歳出でございます。6ページをお願いいたします。1款1項1目・一般管理費でございます。19節・負担金補助及び交付金は、日本下水道協会九州地方佐賀県支部負担金の追加でございます。

7ページをお願いいたします。2款1項1目・公共下水道費でございます。まず、11節・需用費ですが、光熱水費の追加はポンプ場電気料の追加でございます。19節・負担金補助及び交付金ですが、宝満川浄化センターへの流入増に伴う経費負担の追加でございます。22節・補償補填及び賠償金ですが、下水道工事に伴う物件移転補償費で高島団地内水道管移転経費の追加でございます。

次に、8ページをお願いいたします。2款2項1目・汚水処理施設費でございます。11節・需用費ですが、きやま台汚水処理施設汚水管の修繕料の追加でございます。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

#### 日程第17 報告第6号

議長（酒井恵明君）

以上で補足説明が終わりましたので、日程第17・報告第6号を議題といたします。教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私から、報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について概要を説明いたします。

教育委員会の事務事業の点検及び評価制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、改正後の法律第27条により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないと、このようにあります。このため本町教育委員会では、平成21年度事務事業についての点検及び評価を行うため、本町教育委員会の概要、活動実績並びに平成21年度基山町教育委員会の基本方針の重点目標の評価について、取り組みと成果、自己評価、課題と今後の方向性について事務事業の点検及び評価を別添のとおり取りまとめました。別添と申しますのはお手元の報告書でございます。

また、同法27条の第2項の規定に、事務事業の点検及び評価を行うに際し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする、このように規定されていますので、このため学識経験を有する3名の方に、平成21年度教育委員会事務事業点検・評価報告書についての御意見を伺っております。

それでは、お手元の報告書の内容を少し御説明いたします。

1ページをお願いいたします。1ページは、教育委員会の事務事業の点検及び評価制度について説明をいたしております。

2ページをお願いします。2ページは、教育委員会の概要について記載しております。

3ページですが、3ページから5ページにかけて、平成21年度の教育委員会の会議において審議した議案並びにその結果と教育委員の活動実績を記載しております。

6ページでございますが、6ページは、事務事業の評価の方法及び点検、評価に関する意見を伺った有識者について、どのような方が記載しております。

7ページをお願いいたします。7ページに、主要施策の評価として平成21年度基山町教育の基本方針の重点目標を記載し、8ページから23ページにおいて、それぞれの目標と取り組み状況と成果、自己評価、課題と今後の方向性について述べております。

最後になりますが、24ページをお願いいたします。24ページは、平成21年度教育委員会事務事業点検・評価に関する有識者会議における意見書でございます。7月29日に有識者会議を開催し、その御意見を伺い、その意見を取りまとめ、意見書として添付しております。

以上で、簡単でございましたが、報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について概要を御説明いたしました。これで終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、平成21年度各会計の決算についての補足説明を会計管理者をお願いします。会計管理者。

会計管理者（平野 勉君）

平成21年度一般会計、各特別会計の決算に係る補足説明をいたします。

平成21年度一般会計、各特別会計の決算に係る審査につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調製し、7月21日に証書類、その他政令で定める書類とあわせて町長に提出をいたしました。町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付すために、それらの書類を提出をいたしております。7月22日から8月20日まで監査委員による決算審査が行われました。後ほど、監査委員より意見をつけて決算審査報告をしていただきます。

決算を議会の認定に付すため、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を資料として提出いたしております。あわせて、決算に係る主要な施策の成果を説明する書類、そのほか決算説明資料を提出いたしております。

決算に係る主要な施策の成果につきましては、先ほど町長が詳しく報告をいたしましたので省略をいたしまして、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について説明をいたします。

資料をごらんいただきたいと思います。実質収支に関する調書及び財産に関する調書でございます。

まず、資料の1ページでございます。一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額5,690,116千円、歳出総額5,558,315千円で、差し引き額131,801千円となっております。そのうち翌年度に16,500千円を繰り越ししまして、実質収支額は115,301千円となっております。

2ページをお開きください。国民健康保険特別会計の実質収支額は144,902千円となっております。

3ページでございます。老人保健特別会計の実質収支額は43千円となっております。

4ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計の実質収支額は150千円となっております。

5ページでございます。下水道特別会計の実質収支額は21,539千円となっております。

次に、財産に関する調書について説明をいたします。

6ページをお開きください。公有財産の土地及び建物の調書については、国土調査の成果による修正と財産の区分変更による増減が出ています。また、建物の増は、基山小学校屋外倉庫など、そして放課後児童教室ひまわり館新設、竣工によるものでございます。

7ページでございます。出資による権利について説明をいたします。

調書の中で決算年度中に減になったものがございます。国民年金福祉基金出資金、久留米鳥栖地域技術振興センター出捐金及び佐賀産業技術情報センター出捐金の減につきましては、団体解散によるものでございます。佐賀県国際交流協会出捐金の減につきましては、佐賀県の財政悪化による県補助金休止に伴い、収入不足を補うため基本財産を取り崩したことによるものでございます。それから、佐賀県腎バンクは佐賀県臓器バンクに名称変更になっております。

8ページと9ページをごらんください。物品関係については、保有している500千円以上の物品を計上しております。お目通しをお願いいたします。

次に、基金についての調書の説明をいたします。

10ページをお開きください。公共施設整備基金の取り崩しは、基山小学校改築事業によるものでございます。土地開発基金の土地と現金の内訳の変更は、総合公園整備事業に伴う用地買い戻しによるものでございます。

11ページから21ページまでは、会計別決算総括表及び款別決算額比較表をつけております。決算内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、会計別決算総括表、款別決算額比較表、そのほか決算説明資料を提出いたしておりますので、説明を省略させていただきます。

これをもちまして補足説明を終わらせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜り、認定をしていただきますようお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

これより監査委員による審査報告を求めます。濱田代表監査委員。

代表監査委員（濱田 慧君）（登壇）

それでは、審査報告をいたします。

平成22年7月22日から8月20日までのうちの8日間、後藤監査委員とともに決算審査を行いましたので、その結果を御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、審査に付された平成21年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計、以上5会計の歳入歳出決算並びに定額資金運用基金の運用状況について、関係帳簿並びに証拠書類等を照査確認するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法によって審査いたしました。

その結果、各会計の決算書、財産に関する調書、基金運用状況とも法令に規定された様式に従って調製されており、決算計数には誤りがなく、違法な点は見受けられませんでした。

なお、関係諸帳票は証憑書類と合致しており、正確なものであるということを認めました。

以上、決算審査の報告を終わります。

議長（酒井恵明君）

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午前11時58分 散会～